

宇治市のかいごほけんだより

2019年6月 No.35 保存版
発行 宇治市介護保険課
〒611-8501 宇治市宇治琵琶33
電話番号 22-3141(代)
URL http://www.city.uji.kyoto.jp

6月中旬、介護保険料額納入通知書を送付します

6月中旬に送付する「介護保険料額納入通知書」は、平成31年度に第1号被保険者(65歳以上の人)が納める介護保険料額・保険料段階(第1～15段階)・納め方などをお知らせするものです。今号に介護保険料の詳しい内容を掲載していますので、必ず保管しましょう。

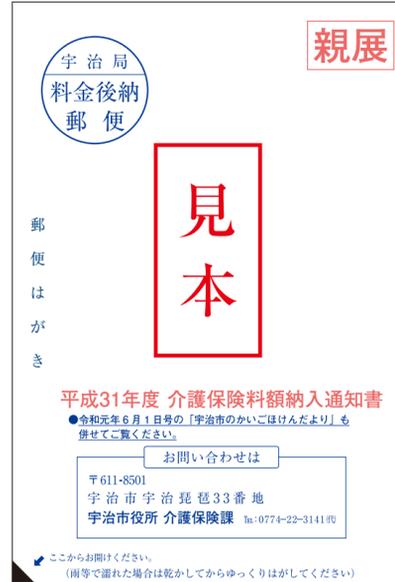
圧着はがきで送付します

「介護保険料額納入通知書」を圧着はがきで送付します。

◆対象者…市内在住で支払方法が、次のいずれかに該当する人

- 特別徴収(年金からの差引き)で納める人
- 口座振替で納める人
- 年度内に上記の両方で納める人

■上記以外の人(納付書で納める人や送付先を市外に設定する人など)は、封書で送付します。



▲6月中旬に、「圧着はがき」で送付します。
見落としのないようご注意ください。

介護保険の財源 ～介護保険料の使い道～

第1号被保険者(65歳以上の人)が納めた介護保険料は、主に65歳以上の皆さんが介護保険サービスを利用したときの費用に使われます(訪問介護<ホームヘルプ>や通所介護<デイサービス>の利用料、介護老人福祉施設<特別養護老人ホーム>の入所による利用料など)。なお、介護保険サービスの総費用の内訳は、次のとおりです。

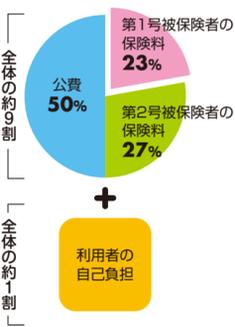
◆全体の約9割

- 国や都道府県、市区町村が負担する「公費」(50%)
- 65歳以上の人(第1号被保険者)が納める「介護保険料(第1号被保険者)」(23%)
- 40～64歳の人(第2号被保険者)が納める「介護保険料(第2号被保険者)」(27%)

◆全体の約1割

利用者の自己負担(原則1割負担。一定以上所得者は2割または3割負担)

介護保険サービスの総費用の内訳



皆さんが安心して介護保険サービスの利用ができるように、介護保険料は必ず納めましょう。

介護保険料の決まり方

第1号被保険者(65歳以上の人)の介護保険料の算出過程は、次のとおりです。

- ①宇治市の介護保険サービスにかかる総費用などから、「基準額(※5)」を決めます。
- ②その基準額をもとに、所得に応じて段階別に保険料を決めます。上記の算出過程をもとに、第7期(平成31年度)の介護保険料を右表のとおり設定しました。

第7期の介護保険料では、国や都道府県、市区町村が負担する「公費」(50%)とは別枠で公費を投入し、低所得者の介護保険料の軽減を行いました。
平成31年度より、住民税非課税世帯を対象とした介護保険料の軽減強化が拡充されました。

- ※1: 老齢福祉年金
明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や他の年金を受給できない人に支給される年金。
- ※2: 公的年金等収入額
国民年金・厚生年金・共済年金等課税対象となる種類の年金収入額。なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金等の非課税年金は含まず。
- ※3: 合計所得金額
純損失または雑損失の繰越控除前の総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額(特別控除をした金額)、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得額及び退職所得金額の合計額。
- ※4: その他の合計所得金額
上記※3の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した金額。
- ※5: 基準額
各保険料段階において保険料を決める基準となる金額。

◎本文中の年度表記については、介護保険料納入通知書と同様にして、「平成31年度」は「令和元年度」と読み替えていただきますようお願いいたします。

【第7期(平成31年度)の介護保険料】

保険料段階	対象者	基準額に対する割合	保険料額(年額)
第1段階	●生活保護受給者		
	住民税非課税世帯で、本人：非課税世帯：非課税	●老齢福祉年金(※1)受給者 ●本人の公的年金等収入額(※2)とその他の合計所得金額が80万円以下	0.325
第2段階	●本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下	0.475	29,640円
第3段階	●本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える	0.675	42,110円
第4段階	●本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下	0.80	49,910円
第5段階	●本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える	基準額(※5)	62,380円
第6段階	●合計所得金額(※3)が125万円以下	1.10	68,620円
第7段階	●合計所得金額が125万円を超え200万円未満	1.30	81,100円
第8段階	●合計所得金額が200万円以上300万円未満	1.65	102,930円
第9段階	●合計所得金額が300万円以上400万円未満	1.95	121,650円
第10段階	●合計所得金額が400万円以上500万円未満	2.10	131,000円
第11段階	●合計所得金額が500万円以上600万円未満	2.25	140,360円
第12段階	●合計所得金額が600万円以上750万円未満	2.40	149,720円
第13段階	●合計所得金額が750万円以上900万円未満	2.55	159,070円
第14段階	●合計所得金額が900万円以上1,000万円未満	2.70	168,430円
第15段階	●合計所得金額が1,000万円以上	2.95	184,030円

※第7期(平成30年度～令和2年度)のうち平成31年度分のみを掲載

介護保険料の納め方

介護保険料の納め方は2種類あり、**原則、特別徴収(年金からの差引き)で納めます。**ただし、資格取得(65歳に到達または他市区町村から転入)した年度は、普通徴収(納付書または口座振替)で納めます。納め方は、法令にもとづき決定されるため、申し出により変更できません。ただし、年度途中に介護保険料額に変更があった場合などは、特別徴収を普通徴収に変更することや特別徴収と普通徴収を同時に行うことがあります。

特別徴収(年金からの差引き)

●前年度も特別徴収の人

引き続き、令和2年2月までの各年金受給日に介護保険料を差し引きます。

●新しく特別徴収が開始される人

令和2年2月までの各年金受給日(最大6回)に介護保険料を差し引きます。

なお、今年度の後半(令和元年10月以降)から特別徴収が開始される人は、年間の介護保険料額の2分の1を今年度前半(令和元年6～9月)に普通徴収(納付書または口座振替)で納め、残りの2分の1を今年度後半(令和元年10月～令和2年2月)に年金から差し引きます。

令和2年4・6・8月の特別徴収の介護保険料額は、原則、6月中旬に圧着はがきで送付する「介護保険料額納入通知書」に記載された2月の金額と同額を差し引きます。

年度途中での介護保険料額の変更

◆被保険者資格を喪失した場合(転出や死亡)

宇治市の被保険者であった期間(月単位)に応じて介護保険料を精算し、変更後の通知書を改めて送付します。

◆住民税の課税状況等の変更により保険料段階が変更した場合

介護保険料の算定基礎(根拠)となる住民税の情報に変更があった場合は、変更後の通知書を改めて送付します。

◆平成31年1月2日以降に宇治市に転入した場合

転入前の住所地からの住民税課税状況等(平成30年1～12月)の回答にもとづき、平成31年度介護保険料を算定します。なお、「介護保険料額納入通知書」送付(6月中旬)後に回答がある場合は、7月以降に変更後の通知書を改めて送付します。

介護保険料の減額制度

宇治市では、低所得者の介護保険料の負担軽減を図るため、申請により減額を行う制度を設けています。減額の申請を希望する人は、電話などで介護保険課へ事前にご相談ください。

◆対象者…次のすべてに該当する人を第1段階に減額します。

- 保険料段階が、第2段階または第3段階
- 本人を含む世帯全員の前年収入の合計が右表の基準を満たしている
- 収入には非課税年金(遺族年金、障害年金など)も含まれます。
- 前年収入とは、平成31年度介護保険料の場合、平成30年1～12月の収入です。
- 他世帯の人の所得税・住民税の扶養控除あるいは医療保険の被扶養者となっていない
- 第1号被保険者が現に居住している資産の評価額が1,800万円以下であり、第1号被保険者が属する世帯が居住用資産以外に土地・家屋を所有していない
- 預貯金の合計額が単身世帯で350万円以下(世帯人数が1人増えるごとに100万円を加算)

◆持ち物…上記の対象者が申請時に必要なものは、次のとおりです。

- 前年収入がわかるもの(年金振込通知書・給与明細など)
- 認印
- 健康保険被保険者証
- 預貯金通帳(申請日時点で記帳を済ませたもの)

介護保険料を滞納していると

特別な事情がないにもかかわらず介護保険料を滞納していると、介護保険サービスを利用する際、滞納期間に応じて次の措置がとられます。

1年以上滞納すると

介護保険サービスの費用がいったん全額自己負担となります。申請により、あとで保険給付分(9割～7割※9)が払い戻しになります。

1年6カ月以上滞納すると

介護保険サービスの費用がいったん全額自己負担となり、申請後に払い戻される保険給付分の一部または全部が差し止められます。その後も滞納が続いた場合は、差し止められた保険給付分から、滞納していた介護保険料分が差し引かれることもあります。

2年以上滞納すると

介護保険サービスを利用した際の利用者の自己負担(1割～3割※9)が、3割または4割になったり、高額介護サービス費などが受けられなくなったりします。

※9: 一定以上所得者の介護保険サービス費用の自己負担は2割または3割。

普通徴収(納付書または口座振替)

年間の介護保険料額を1～10期(6月～翌年3月)に分けて毎月納めます。

●納付書で納める人

6月中旬に封書で送付する「介護保険料額納入通知書」に同封されている納付書で、取扱金融機関や提携コンビニエンスストア、介護保険課窓口で納めてください。なお、口座振替を希望する人は、下表の申し込み方法をご覧ください。

申し込み窓口	【口座振替の申し込み方法】	
	口座振替依頼書(※6)で申し込む	キャッシュカードで申し込む
取扱金融機関	18銀行(依頼書に記載)	4銀行(京都銀行・京都中央信用金庫・京都信用金庫・ゆうちょ銀行)
持ち物	○預貯金通帳 ○通帳届け出印 ○納付書(※7)	○キャッシュカード ○届け出人の本人確認できるもの(運転免許証など) ○納付書(※7)

※6: 「介護保険料額納入通知書」に同封されています。
※7: 申し込みから口座開始までの分や残高不足などで引き落としができなかった分は、納付書で納めてください。

●前年収入の合計

世帯人数(※8)	前年収入の合計
1人世帯	94万円以内
2人世帯	144万円以内
3人世帯	194万円以内

※8: 世帯人数が1人増えるごとに50万円を加算

その他にも、次の要件についても申請により介護保険料が減額される場合があります。電話などで介護保険課へ事前にご相談ください。

- 震災・風水害・火災等により、家屋等に著しい損害を受けたとき
- 主たる生計維持者の死亡や失業等により、世帯の収入が激減したとき
- 刑事施設等に拘禁されたとき

市役所職員をかたった「還付金詐欺」にご注意ください。

申請・更新の手続きをお忘れなく！ ～介護サービス利用料の減額制度について～

①介護保険負担限度額認定証 ②社会福祉法人等利用者負担額減額適用者確認証 ③(1)認知症対応型共同生活介護家賃等減額認定証

介護保険では、一定の要件を満たすと施設等へ支払う利用料を減額する制度があり、減額認定を受けるには申請が必要です。

既に減額認定を受けている方

7月31日で有効期限が切れます。更新案内を6月初旬に送付しますので、更新の手続きをしてください。

1 介護保険施設、ショートステイにおける食費・居住費(滞在費)の減額

【対象】(下記のすべての要件を満たす人又は生活保護受給者)

- ①住民税非課税世帯
- ②同一世帯に属さない配偶者がいる場合、その配偶者が住民税非課税であること(配偶者には事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む)
- ③利用者とその配偶者が所有する現金、預貯金、合同運用信託、公募公社等運用信託及び有価証券その他これらに類する資産の合計額が1,000万円(夫婦は2,000万円)以下であること

【内容】表1の利用者負担段階に応じて減額されます。

【表1】介護保険施設の負担限度額と基準費用額(1日あたり)

利用者負担段階	対象者の要件(※1)	居住費(滞在費)						食費
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室		多床室		
				特別養護老人ホーム、短期入所生活介護	その他	特別養護老人ホーム、短期入所生活介護	その他	
第1段階	老齢福祉年金受給者、生活保護受給者	820円	490円	320円	490円	0円	0円	300円
第2段階	本人の課税年金及び非課税年金の収入額と合計所得金額の合計額が年間80万円以下の人	820円	490円	420円	490円	370円	370円	390円
第3段階	第2段階に該当しない人	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円	370円	650円
基準費用額(※2)		1,970円	1,640円	1,150円	1,640円	840円	370円	1,380円

※1 審査には世帯ごとの住民税課税状況の確認が必要となりますので、市民税・府民税の申告をしてから申請してください。
 ※2 基準費用額とは、全額自己負担した場合の平均的な費用の額です。実際の費用は、施設との契約によって決められます。金額は2019年6月現在のものです。今後変更される場合があります。

2 社会福祉法人等による利用料の軽減

市に利用者負担額減額を実施する旨を申し出た社会福祉法人等の介護サービスを利用した場合、下記の要件を満たす人は、介護サービスの自己負担分、食費・居住費(滞在費)の25%(老齢福祉年金受給者の場合は50%)が減額されます。

※日常生活費(食費・住居費(滞在費)は除く)は、対象となりません。
 ※旧措置入所者で負担軽減を受けている人は、対象となりません。
 ※生活保護受給者は、介護老人福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護を利用する場合、ユニット型個室の住居費(滞在費)について100%が減額されます。

【対象】(下記の要件すべてを満たし、収入や世帯の状況、利用料負担等を総合的に考慮し、特に生計が困難であると認められる場合に減額を適用します。)

- ①住民税非課税世帯であること。
- ②年間収入額が単身世帯で150万円(世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額)以下であること
- ③預貯金等の額が単身世帯で350万円(世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額)以下であること
- ④世帯が日常生活に供する資産以外に活用できる資産を所有していないこと
- ⑤負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- ⑥介護保険料を滞納していないこと

3 その他の減額制度

(1)認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム)の家賃等の軽減

宇治市内の認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム)を利用し、要件を満たす人は、家賃・光熱水費・食費について減額されます。

(2)訪問介護(ホームヘルプサービス)の利用料の軽減

障害者総合支援法によるホームヘルプサービスを利用し、境界層認定等の一定の要件を満たした人は利用料が減額されます。

(3)災害等によって著しい損害を受けた場合などの利用料の減免

新規申請 所定の申請書に必要事項を記入、押印し、必要書類を添付の上提出してください。詳しくは、介護保険課またはケアマネジャーにお問い合わせください。

その他の減額制度の要件等の詳細は、宇治市ホームページをご覧ください。介護保険課までお問い合わせください。

介護保険出張講座をご活用ください

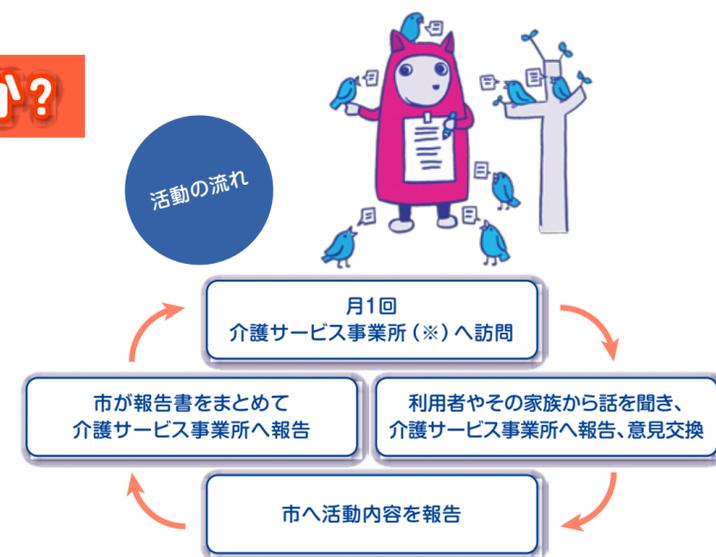
介護保険課では、市民の皆さまのさまざまな集まり(会合)に、介護保険制度の説明(知識の普及を目的)のため担当職員を派遣しています。お気軽にお申込みください。

対象：宇治市内で行われる、市民の参加が10人以上の会合
 時間：介護保険制度の説明と意見交換を合わせ90分程度
 曜日：月～金(祝日および年末・年始を除く)
 時間帯：午前10時～午後4時(正午～午後1時を除く)
 費用：無料(ただし、会場の手配とその費用は申込者負担)
 ※ご不明な点は介護保険課までご相談ください。

介護相談員をご存じですか？

介護相談員は、介護サービス利用者やその家族の日常的な不安や不満、疑問をお聞きして、その解消を図るとともに介護サービスの質の向上を図ることを目指し、利用者やその家族と介護サービス事業所との橋渡しをしています。訪問先の介護サービス事業所では、介護相談員から伝えられた内容をサービスの改善点を探る手がかりにいただいています。匿名の希望がある場合は、個人が特定できないように配慮します。ぜひお気軽にご相談ください。

※宇治市内の介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、地域密着型介護老人福祉施設(地域密着型特養)
 ※ご不明な点は介護保険課までご相談ください。



地域力を活かした住民運営の通いの場

『住民主体型通所サービス』とは？

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)のうち、ボランティアが主体となり、自主的・主体的に地域の介護予防に資する活動を展開する事業をいいます。平成29年度から事業を開始し、活動する団体に対し、市から経費の一部として補助金を交付しています。

どんなことをするの？

介護予防、生きがいづくり、健康づくりのために、地域の皆さんが集まって、介護予防体操や脳トレ、レクリエーション、茶話などを行う活動の場です。

利用できる要件は？

要支援1・2と認定された人や基本チェックリストで介護予防・生活支援サービス事業対象者と判定された人が対象となります。

活動要件は？

提供時間は、1回あたり概ね2時間、毎週1回以上、基本的に同一の曜日に開催する等の決まりがあります。

1日の流れ例

1回あたり2時間程度の介護予防体操やレクリエーション、茶話、食事会、脳トレなどを行います。

- 10:00～ ▶ 介護予防体操
- 10:10～ ▶ 健康チェック
レクリエーション
- 11:15～ ▶ ゲーム
茶話(おしゃべり)
- 11:45～ ▶ 歌
- 12:00 ▶ 解散

誰もが楽しんで ふれあい 元気になる場 それが、住民運営の『通いの場』

名称	開催曜日・時間・参加費等	場所
つどいのえまり(笑舞利)	毎週月曜日・午前10時～正午 参加費:200円(実費)	宇治番番23 放課後デイサービスcalm(ちやるむ)内
おこしやす	毎週火曜日・午前10時～正午 参加費:無料	木幡北山畑23 ハーモニーやまはた内
たんぼぼ	<茶話会> 第1～3火曜日・午後2時～4時 参加費:200円(実費) <交流会> 毎月 月末の日曜日・正午～午後2時 参加費:400円(実費)	木幡御園20-152 御蔵山商店街 中程の店舗
かがやき	毎週木曜日・午前10時～正午 参加費:100円(実費)	小倉町山際63-1 西小倉地域福祉センター内

★ ★ ★ あなたも住民主体型通所サービスの『居場所』で元気になりませんか？ ★ ★ ★
ボランティア募集中!!あなたの参加をお待ちしています! ★

問合せ先 健康生きがい課 生きがい振興係 0774-22-3141(代)